

放送大学写真クラブ規約

第1条〔名称〕クラブの名称は放送大学写真クラブとする。

第2条〔所属及び活動拠点〕クラブは、放送大学の学生課外活動として東京文京学習センターを所属学習センターとし、活動拠点とする。

第3条〔事務局〕

- 1 クラブの事務局は東京都内あるいは近郊に設けることができる。
- 2 前項により定める事務局の設置場所または所在地

第4条〔目的〕

1 クラブの目的は、会員の写真技術の向上を主とする。またその目的達成のため、第5条に列挙する通りに、写真に関するハード及びソフトにわたり、総合的な活動を行う。

2 クラブは、前項の活動を通じて学生相互の親睦と交流の輪を広げ、より有意義な学生生活を送れるような機会を提供する。

第5条〔活動〕

クラブでは次の活動を行う。

- 1 月例会 毎月1回以上、作品発表と勉強会などのために実施する。開催日は、年度始めの運営委員会により決める。開催場所は原則として東京文京学習センターとする。
- 2 撮影会 (1)月例撮影会 原則として毎月第3土曜日またはその前後の日に行う。但し単位認定試験と重なった場合、その他日程の都合によっては日程変更や中止とすることもある。(2)1～2泊遠距離地撮影会年に数回、月例撮影会の代わりに遠隔地へ遠征し撮影会をおこなう。この場合、被写体としてモデル・自然風景・街のスナップ・テーブルフォト（接写）実習その他など、テーマを決めて実施する。なお、撮影会では、初心者向けに担当指導員による基礎的な撮影指導を行う (3)技術講習会会員の撮影技術向上の機会として、技術講習会を随時行う。
- 3 研修会年1回以上、日帰りか宿泊により実施。
- 4 写真展 原則として年1回、会員の努力の成果を発表するため写真展を行う
- 5 作品集の発行 毎月の例会で発表された各会員の作品中で優れたもの、他に例会で推薦をうけた作品などを参考作品として作品集に掲載し全会員に配布する。編集発行は季刊立ての年四回とする。また、会員からの投稿作品も掲載することができる。
- 6 クラブ通信の発行 原則として毎月クラブ通信を発行し、会員に各種活動の連絡、会員の意見や写真に関する情報を提供する。

第6条〔会員〕

放送大学および放送大学大学院の在學生で、当クラブの目的に賛同するものは、別に定める所定の手続きを経たのち会員となることができる。

家族会員 会員の同居親族が入会した場合家族会員とし、当該家族会員の会費を年額6,000円とする。会員同士の結婚、養子縁組などで、同居の親族となった場合、前項の規定を準用する。

前項会員の規定は、当該事情が発生した翌月からこれを起算する。前々条に規定する会員が、何らかの事情でその条件を満たさなくなった場合一般会員とする。（注）不在学の家族会員は、本学学生団体の正会員ではない。

- 2 会員は、クラブの行う規約上の行事若しくは、クラブの行うその他の行事に参加することができる。
- 3 会員は、「クラブ通信」及び「作品集」の配布を受けこれに投稿することができる。

- 4 会員は、理由なく維持費を滞納したり、クラブの名誉を損なうことを行った時、運営委員会の決定により除名されることがある。
- 5 会員は、退会するとき必ず事務局へ通知することを義務とする。その場合でも前納維持費は返済しない。
- 6 会員は、第7条によって役員となり、会の運営に参加することが出来る。
- 7 入会希望者は、一定の期間体験入会をすることができる。期間、費用については、運営委員会で審議・決定する。

会員は、本大学の卒業研究その他学業上やむを得ぬ事情が有る場合は、一定期間に限って休会することができ、その間のクラブ維持費は減額または免除される。この期間については運営委員会の承認を必要とする。

第7条 [役員]

- 1 クラブは、運営委員7名、会計監査若干名、により運営される。
- 2 運営委員には次の役員を定める。会長1名 副会長1名 その他5名
- 3 運営委員の任期と任務
 - (1)運営委員は総会により選出され、任期は2年とし、再任は妨げない。運営委員は当クラブの各種活動において、クラブの発展に寄与する責任を有する。
 - (2)運営委員は、会長、副会長、クラブ通信、例会作品集編集、撮影指導（実技）、会計担当その他の役を受持ち、また「会長と副会長、会計担当以外」の兼任はこれを妨げない。
 - (3)会長、副会長は運営委員会の互選により総会の承認を得るものとする。但し会長、副会長は東京文京学習センターに所属する在学生とする。
 - (4)会長はクラブを代表し活動を統括するクラブ運営上の最高責任者とされる。
 - (5)副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する責任を有する。
 - (6)運営委員は会長、副会長に事故ある時は、これを代行する責任を有する。
 - (7)会計担当の運営委員はクラブの会計を担当する。その任務は出納に関し運営委員会の決定に従い処理するものとする。

4 会計監査の任期と任務

- (1) 会計監査は総会により選出され任期は2年とし再任を妨げないこととする。
- (2) 会計監査は会計処理が適切になされているか監査し、不適切な場合は是正を指示する。

第8条 [会議]

クラブの会議は、総会、臨時総会ならびに運営委員会とする。

- 1 総会 クラブでは毎年1回4月に総会を行い活動報告、会計報告、規約変更、役員改選、その他の案件を審議決定する。総会での議案の可決は出席会員の3分の2の賛成を以て成立される。但し、体験入会中の会員は議決権を有しない。
- 2 臨時総会クラブでは運営委員会で要請があった場合、臨時に総会を開催することが出来る。

5 運営委員会

- (1)通常の運営は運営委員会によりなされ、すべての決定事項は運営委員会の審議により承認される。
- (2)運営委員会は原則として3ヶ月毎に1回開催され、この他に必要に応じて臨時に開催することができる。(3)毎回の運営委員会は、決定に差支えない場合、書面等の通信手段によって決議をなすことが出来る。但し、最低でも年2回は会合しなければならない。

第9条 [会計年度]

クラブの会計年度は、4月1日より翌年3月末日までの1年間とする。

第10条 [会計] 当クラブの活動諸経費は、次の諸収入によって賄うものとする。

- 1 維持費（年会費）
 - 2 撮影会、研究会等で必要とされる経費
 - 3 その他、寄附金など
- 2 会員は、年間10,000円をクラブ維持費として納入する。3 会費は一年分全納か半年ごとの分納を原則とする。

第11条 [留意事項]

- 1 クラブは、会員の経験技量を問わず、一人一人の心を大切にし、大学のクラブにふさわしい崇高な目標をかかげて活動をする。
- 2 写真撮影および作品の発表においては、個人情報の流出又は著作権侵害の無いよう心掛ける。
- 3 月例会、撮影会など、諸活動においては、常に会員相互の交流、親睦を図り和やかな人間関係を保つよう心がける。

第12条 [補則・必要的記載事項]

- 1 クラブは平成2年9月に設立された。
- 2 クラブは平成3年4月に放送大学学生団体として許可された。

付則(1) この規約は総会の決議があった日から効力を有する。

付則(2) 修正条項

この規約は2012年4月4日の定期総会により第1条名称、第3条事務局所在地の変更、第7条 幹事役員の廃止その他各条項の一部文言の修正が決議された。

改名された旧名称 放送大学カメラクラブ